

## 静岡県立大学学部長の任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 43 号  
改正 平成 20 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 12 条に規定する学部長（以下「学部長」という。）の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 学部長の任期は、2 年とする。

2 学部長は、再任されることができる。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

3 任期の途中で学部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 3 条 学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学部長の任期が満了するとき。

(2) 学部長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。

(3) 学部長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 学部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。

(2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(選考の基準)

第 5 条 学部長候補者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、学部長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(学部長候補者の選考)

第 6 条 学長は、前条に規定する学部長の選考基準に従って、当該学部の専任教授の中から学部長候補者を選考し、理事長に申し出る。

2 学長は、学部長候補者の選考に当たり、当該学部の教授会から意見を聴くものとする。

(任命の手続)

第 7 条 理事長は、前条第 1 項の規定による申出を受けた学部長候補者を、当該学部の学部長として任命する。

(委任)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際廃止された静岡県立大学薬学部長選考規程、静岡県立大学食品

栄養科学部長選考規程、静岡県立大学国際関係学部長選考規程、静岡県立大学経営情報学部長選考規程及び静岡県立大学看護学部長選考規程に基づいて選考された学部長候補者は、この規則による選考手続により選考された学部長候補者とみなす。

- 3 第2条第2項ただし書の規定の適用に当たっては、この規則の制定前に学部長であった者で引き続きこの規則により学部長に任命されたもののそれぞれの任期は通算しない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。